

総務民生委員会会議録

1. 日 時 令和元年5月20日（月曜日）
午前9時30分～午前10時24分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 末 永 義 美 委員 長 高 木 法 生 副委員 長
 竹 岡 昌 治 委 員 安 富 法 明 委 員
 山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
 岡 山 隆 委 員 杉 山 武 志 委 員
4. 欠席委員 な し
5. 委員外出席議員
 な し
6. 出席した事務局職員
 石 田 淳 司 議会事務局 長 阿 武 泰 貴 議会事務局 係 長
 篠 田 真 理 議会事務局 主 任
7. 説明のため出席した者の職氏名
 波佐間 敏 副 市 長 田 辺 剛 総 務 部 長
 藤 澤 和 昭 総合政策部長 杉 原 功 一 市民福祉部長
 白 井 栄 次 上下水道局長 繁 田 誠 総合政策部次長
 岡 田 健 二 上下水道局次長 竹 内 正 夫 総 務 課 長
 佐々木 昭 治 財 政 課 長 山 本 幸 宏 税 務 課 長
 内 藤 賢 治 健康増進課長 池 田 正 義 地域福祉課長
 岡 崎 輝 義 管理業務課長
8. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（末永義美君） おはようございます。ただいまより、総務民生委員会を開会いたします。

それでは、さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案8件につきまして、審査を進めたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

早速審査に入ります。

それでは、まず、議案第51号美祢市税条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。山本税務課長。

○税務課長（山本幸宏君） 議案第51号美祢市税条例の一部改正について御説明申し上げます。ただいま通知しました議案をごらんください。

これは、地方税法等の一部を改正する法律等が公布され、あわせて関連する政令及び省令も公布されたことに伴い、美祢市税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容を申し上げますと、3点ございます。

1点目は、ふるさと納税制度の見直しによる寄附金税額控除の改正であります。

具体的には、国の基準を満たした自治体のみをふるさと納税特例控除の対象とするよう改正するものであります。

2点目は、子どもの貧困に対する個人住民税の非課税措置の導入であります。

具体的には、いわゆるひとり親について、寡婦に加えて、非課税対象者の範囲を未婚のひとり親にも拡大し、事実婚状態でないことが確認された上で児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下のひとり親を対象に、個人住民税を非課税とするものであります。

3点目は、消費税率引き上げに伴う軽自動車税の改正であります。

具体的には、令和元年10月1日の消費税率10%への引き上げに合わせて、県税である自動車取得税が廃止されるとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割が導入され、環境性能割の税率を、導入後1年間に限り軽減するものであります。

また、グリーン化特例による経過の見直しが行われ、令和4年度分及び令和5年度分の経過、すなわち、税率の軽減の対象を電気自動車及び天然ガス自動車に限るようになるものであり、令和3年度及び令和4年度に新規取得した軽自動車に適用

されます。

この条例の施行日は、1点目のふるさと納税については令和元年6月1日、2点目の子どもの貧困に対する個人住民税の非課税措置については令和2年1月1日及び令和3年1月1日、3点目の軽自動車税については令和元年10月1日及び令和3年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 今の説明の中で、軽自動車税については1年間の措置ということですが、1年過ぎれば元に戻るのかということと、それから、2番目の子どもの貧困について、これも期限があるのかないのか。

それから、今説明の中にありませんでしたが、住宅ローンについての件はどうなっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○委員長（末永義美君） 山本税務課長。

○税務課長（山本幸宏君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

まず、軽自動車税の環境性能割につきましては、これは取得したときにかかる今までの自動車取得税が、環境性能割というものに名前が変わったものですので、取得したときに限り、その翌年1回限りの課税限りに課税される税金ですので、どの自動車に対しても1回しか課税されないということになります。

このたびの条例改正の中では、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車に係る環境性能割については、税率を1%分軽減するという特例措置を講ずるものです。

それから、2点目の子どもの貧困に係る非課税の非課税措置についてですが、これは、令和3年度分の市県民税、住民税の課税から適用されることになります。

それから、3点目の質問内容は、少しちょっとわからなかったんですが、もう一度お願いできますか。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 済みません。3回一緒に言ってしまったので、ちょっと3番目は後にしますけれど、一番初めの——ちょっと申しわけありません、一問一答でいけばよかったなと今反省してますが。

自動車税についてを先にお尋ねするんですが、これは、10月1日から9月30日まで——来年の30日までに取得した軽自動車——自家用の自動車って言われましたが、軽自動車には、バイクとか農業用の軽トラとかもありますが、それらは対象にはならないということなんですか。

○委員長（末永義美君） 山本税務課長。

○税務課長（山本幸宏君） ただいまの御質問にお答えいたします。

環境性能割の適用がされるのは、軽自動車のうち3輪以上のものになります。

それからあと、燃費性能のよしあしに応じて、非課税から税率2%まで区分がございます。

自家用の車につきましては、非課税と1%、2%、営業用の車につきましては、非課税と0.5%、1%、2%という区分がされて、このたびの、先ほども申しましたけど、環境性能に応じて区分がされておる中で、自家用の乗用車につきましては、1%のものを、区分に入っておるものが1%減額されて非課税になる。それから2%のものが1%減額されて、1%になるというふうになります。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） わかりました。

2点目の子どもの貧困の件ですが、これは説明の中では、令和3年度ごろって言われましたよね。これ、消費税の増税に伴って行われるものだと——この全ての軽減措置が行われるものと思いますが、なぜ、これだけ令和3年ですか。

○委員長（末永義美君） 山本税務課長。

○税務課長（山本幸宏君） 軽自動車税につきましては、消費税の10%引き上げに伴う改正でございますが、この子どもの貧困に対する個人住民税の非課税措置につきましては、国のほうで、未婚であるひとり親も加えることとなることが、令和3年1月1日から施行ということになっております。

その辺のところは、ちょっと勉強不足で、なぜそうなったかはよくわかっておりません。

○委員長（末永義美君） よろしいですか、その辺の答弁は。三好委員。

○委員（三好睦子君） 10月1日から行われるので、令和3年から出るところがちょっと納得いきませんが。これも期限が、これにもあるのかどうかは尋ねましたかね。期限つきなんですか。期限がついてるんですか。

今回の消費税増税に伴って、いろんな軽減措置が国のほうは行っておりますが、これについては、いろんな軽減措置がありました、これも1年限りとか期限が切っておりますが、これについても期限があるのかないのかをわかればお尋ねします。

○委員長（末永義美君） 山本税務課長。

○税務課長（山本幸宏君） 子どもの貧困に対する個人住民税の非課税措置につきましては期限はございませんで、令和3年度分の市県民税から適用されるということになります。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか、三好委員。

○委員（三好睦子君） それから、3点目をお尋ねしたんですが、住宅ローンの控除の拡大があるのではないかと思うんですが、この件についてはどうなのでしょう。

○委員長（末永義美君） 山本税務課長。

○税務課長（山本幸宏君） 住宅ローン控除につきましては、このたびの条例改正には入っておりませんので詳しく勉強しておりません。申しわけございません。

申しわけございません、専決処分の中で、2年間延長されております。専決処分のほうでは、平成43年度までだったものが平成45年度まで、2年間延長されております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 山本税務課長、御発言の際は挙手で、私が指名してからの発言でよろしくをお願いします。三好委員、ほかには。

○委員（三好睦子君） わかりました。ありがとうございました。

○委員長（末永義美君） よろしいですね。

では、そのほかに質疑のほうはございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 済みません。消費税が10月1日に10%になることなんです、今の政府与党の中でも、税率の10%は慎重に取り扱うべきだと。

それから、内部の中からも、こういった反対意見もありましたが、消費税が10%にならないときは、これらの、今の言われたことはどうなるのか。市としてどのように対応されるのでしょうか、お尋ねします。

○委員長（末永義美君） ちょっと非常に……。波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 三好委員の御質問ですけれど、このたびの議案第51号

美祢市税条例の一部改正の中には、消費税の引き上げにかかわるものと、そうでないものというふうにあると思いますけれど。

先ほどの軽自動車税の関係が消費税の引き上げにかかわるものとするれば、それは国の措置に連動するものであれば、また、そこは変更もあるかと思いますが、消費税に直接関係のない、税制改正に伴う市税条例の変更等につきましては、消費税の引き上げ云々とは、直接かかわりがないというふうに対処いたしますので、よろしく願いいたします。

○委員長（末永義美君） 三好委員、御理解よろしいですか。

では、そのほか質疑のほうはございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 議案51号美祢市税条例の一部改正ということで、今回、国のほうで税を、税調等でいろいろ決められた、法律で決まったことが、市のほうに、美祢市の税条例として改正してきて、大きく今、三つの点について説明があったと思います。

ふるさと納税における国の基準、こういったところ、非課税措置、そして、未婚のひとり親135万円以下に対して、住民税が非課税措置ということでありまして、この未婚のひとり親というのは、今までシングルマザーは対象外だったのではなかったかと思うんですけど、今回、そういったところのものがちゃんと非課税措置されて、そういった方の支援につながってくるという見方でよろしいのでしょうか。その辺を確認します。

○委員長（末永義美君） 山本税務課長。

○税務課長（山本幸宏君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えします。

委員がおっしゃったとおり、これまでは、俗に言ういわゆるひとり親は、結婚されておって、どちらか欠けられた方のみが対象だったものが、令和3年度からは、未婚であっても、1人で子どもを育てられておる方を新たに追加されるっていう措置となります。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 非常にそういった面において、大事な美祢市税条例の一部改正ではないかと思っております。

自主的なシングルマザーの方、今まで、こういったところから対象外でありまし

たので、大変生活等で困窮されて、また、貧困の連鎖につながってきっていたものが、これによって、少しでも助かっていくんではないかと思っております。

それで、135万円以下で住民税が非課税ということでありまして、今後、例えば子どもさんが大きくなって——今、まず、この対象者というものが、今シングルマザー、こういった方が美祢市では何人おられるか。この辺、掌握されておられますでしょうか。今後、対象になる方、人数。

○委員長（末永義美君） お答えできますか。池田地域福祉課長。

○地域福祉課長（池田正義君） 岡山委員の御質問ですが、今シングルマザーなど、対象が何人いらっしゃるかっていうことなんですが、資料は持ち合わせておりませんので、のちほど、御回答させていただければというふうに思っております。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今後、しっかりと議員の皆様にも、そういったことをきちっと掌握しておくことも大事でありますので、議員の皆さんにも知らせていただきたいと思えます。

あと、貧困のいろんな面で連鎖を解消するために、例えば、私立高校の授業料の無償化、来年の——たしか来年の4月からだったと思うんですけど。また、大学等の進学における給付型の奨学金、こういったところのものというのも、これは未婚のひとり親、また住民税が非課税の方も今回の改正によって、より明確になって、私立高校の授業の無償化にちゃんとつながってくるという見方でよろしいのでしょうか。その辺の確認です。

○委員長（末永義美君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 岡山委員のただいまの御質問ですけど、新たな制度に基づく受給者の確定についてのお話でありましたけれど、広範囲にわたる、そういう受給対象者の方のお話でしたので、ちょっとお答えに窮するところがありますけれど、この税制改正によって、単身の児童扶養者という方の捉え方の把握の仕方っていうのが確立されて、その該当者の方の、いろんな制度面における受給制度が確立していくものというふうに考えております。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） わかりました。ちょっとその辺、煩雑しているところもありますので、これ以上はもう質問はしませんけれども、いずれにしても、非課税の方

も当然、全員が私立高校授業料無償化になりますけど、特に専門学校、大学などの高等教育、こういったところの対象者は未婚の親がひとり親ですよ。

そういったシングルマザーにおいては、住民税が非課税の場合には、たしか、私立高校であれば90万、給付型奨学金が返さなくて済むように、いただけるということも聞いておりますので、そういった措置が、今回このことが、市条例が、より何か改正されることによって明確になるかなということで、私も了解はしております。

そういったことで、一応、主立ったところはお聞きしましたので、以上で質問を終わります。

○委員長（末永義美君） それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） この議案に反対いたします。

理由としまして、消費税10%に伴う措置なんですけど、先ほどの説明の中でも内容が曖昧でした。これも多分、政府がいろいろとはっきりしていないところがあって、はっきり言えないのではないかと思うんですが、曖昧なところもあり、また子どもの貧困のことについても、令和3年からということもありました。

軽自動車についても期限つきでしたし、子どもの貧困についても令和3年からということで、今は期限つきと同じようなものだと思います。これをすれば、すぐに10月から10%になるわけですから、なぜ、そのときからしないかということもありまして、いろんな全ての面が期限つき、軽減措置とか期限つきですので、本当に市民をサポートしたっていうか、そういうものではないので反対いたします。

まずは、消費税10%ということに、日本共産党は上げるべきではないとはっきりと言っておりますので、反対いたします。

○委員長（末永義美君） わかりました。そのほかに御意見はございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 反対が出ましたので、賛成の立場で意見を申し上げたいと思います。

日本における社会福祉制度、これは低負担で中程度の援助をしてるということでありまして、なかなか今、低負担で、福祉、年金、医療、介護、子育て支援を賄うというのは、現状、もう皆様方も無理ということは、理解されてる方がほとんど

ではないかと思っております。

イギリスとかフランス、ドイツ、ここでは消費税が20%から19%ということになっておりまして、それが果たして——日本と条件が若干違うかもわかりませんが、日本は、今回、10月から10%ということになりますけれども、今後は、中負担・中福祉という、こういう形に少しシフトしてくるのではないかと考えております。

今後、今回の市条例でシングルマザー、未婚のひとり親の方が、今後、大学に行くという思いが強い子どもさんに関しては、貧困の連鎖をなくするために、私立大学に行きたい場合には、さっき言いました90万の給付型の奨学金をいただいて、返す必要はないと、ここまでの支援策というのを国レベルでしっかりと進めてきて、貧困の連鎖をなくするという——それ以外にもたくさんありますけれども、こういったところにしっかりと、今回、税条例を改正することによって、そういったところにつながって、中負担・中福祉の対応が着実に進んでいるということにおいて、私は評価したいということで、賛成の意見を申し上げさせていただきました。

以上です。

○委員長（末永義美君） ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第51号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号令和元年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。岡田上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡田健二君） それでは、議案第46号令和元年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）の説明をいたします。

補正予算書につきましては、1ページをごらんください。

歳入歳出それぞれ7万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,858万5,000円にするものでございます。

まず、歳出について御説明いたします。

10ページ、11ページをごらんください。

3歳出、1款環境衛生事業・1項総務管理費・1目一般管理費の中の説明欄002一般管理業務の中の管理者分人件費を7万8,000円の減額補正でございます。

このたびの補正は、本年4月からの美祢市上下水道事業管理者廃止に伴い、人件費の削減を行ったものでございます。

次に、歳入でございますが、8ページ、9ページをごらんください。

2歳入、3款繰入金・1項他会計繰入金・1目一般会計繰入金7万8,000円の減でございます。

これは、歳出で御説明いたしましたことにより減額となるため、2,256万9,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第46号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第47号令和元年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。池田地域福祉課長。

○地域福祉課長（池田正義君） 議案第47号令和元年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

ただいま通知しました資料をごらんください。

これは、平成30年度決算見込みにおいて、歳出を2,745万8,000円で見込んでいたことに対し、住宅資金償還金の未納により142万9,000円の歳入見込みとなり、差し引き2,602万9,000円の歳入不足が見込まれる

ことから、地方自治法施行令第166条の2の規定により繰上充用を行うため、令和元年度補正予算を計上するものであります。

歳出につきましては、10、11ページになります。

前年度繰上充用金として2,602万9,000円を、歳入につきましては、前ページの8、9となり、住宅資金貸付金元利収入として同額を計上しております。

2、3ページにお戻りいただいて、以上によりまして、令和元年度美祢市住宅資金貸付事業特別会計における既定予算の歳入歳出をそれぞれ2,602万9,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれの総額を2,747万8,000円とするものでございます。

なお、個別に訪問や電話による納付指導を適宜行っているところであり、引き続き、納入促進に努めてまいり所存でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） では、これより議案第47号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

引き続き、議案第48号令和元年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。岡田上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡田健二君） それでは、議案第48号令和元年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明をいたします。

補正予算書につきましては、1ページをごらんください。

歳入歳出それぞれ54万円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億1,711万円とするものでございます。

歳出について御説明いたします。

10ページ、11ページをごらんください。

3歳出、1款農業集落排水事業費・1項農業集落排水事業費・1目一般管理費、説明欄002一般管理業務の中の、管理者分人件費を54万円の減額補正でございます。

このたびの補正は、美祢市上下水道事業管理者廃止に伴う人件費の減額を行ったものでございます。

次に、歳入でございますが、8ページ、9ページをごらんください。

2歳入、4款繰入金・1項一般会計繰入金・1目一般会計繰入金54万円の減でございます。

これは、歳出で御説明いたしましたことにより減額となるため、計1億4,094万円となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第48号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号令和元年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。岡崎管理業務課長。

○管理業務課長（岡崎輝義君） 議案第49号令和元年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）の説明をいたします。

このたびの補正は、今年度から美祢市上下水道事業管理者の廃止に伴う人件費の減額補正及び当初予算が骨格予算でありましたことから、水道施設台帳作成業務及び漏水調査業務に係る費用を追加補正するものであります。

補正予算書1ページの、第2条収益的収入及び支出をごらんください。

この補正によりまして、収益的収入では、営業外収益を605万2,000円減額し、収益的収入の合計を7億8,436万9,000円とするものであります。

一方、収益的支出では、営業費用を1,053万3,000円増額し、収益的支出の合計を7億6,038万円とするものであります。

補正予算書2ページ、3ページをごらんください。

収益的収入では、さきに述べました人件費に対しまして、営業外収益の繰入金及び雑収益を計770万9,000円減額し、収益的支出で述べます、追加業務に対する消費税還付金を165万7,000円増額するものであります。

収益的支出につきましては、営業費用におきまして、人件費に対しましては、総係費を770万9,000円減額するものであります。

また、配水及び給水費におきましては、別府地区、嘉万地区の一部の水道施設台帳作成業務として780万8,000円、それと、美祢、美東、秋芳地域の漏水調査業務として、計1,043万4,000円を追加補正するものであります。

補正予算資料2ページ、3ページ目をごらんください。

この補正によります予定損益計算書です。

3ページの下から3行目になりますが、当初予算では、3,875万円の純損失の予定でありましたが、このたびの補正によりまして、5,533万5,000円の純損失の予定となります。

説明は以上でございます。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） それでは、これより議案第49号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第50号令和元年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第

1号)を議題といたします。執行部より説明を求めます。岡崎管理業務課長。

○管理業務課長(岡崎輝義君) 議案第50号令和元年度美祢市公共下水道事業会計補正予算(第1号)の説明をいたします。

このたびの補正は、今年度から美祢市上下水道事業管理者の廃止に伴う人件費の減額補正をするものであります。

補正予算書1ページの第2条収益的収入及び支出をごらんください。

この補正によりまして、収益的収入では営業外収益を192万8,000円減額し、収益的収入の合計を5億8,053万3,000円とするものであります。

一方、収益的支出では、営業費用を192万8,000円減額し、収益的支出の合計を5億4,855万3,000円とするものであります。

補正予算書2ページ、3ページ目をごらんください。

収益的収入では、さきに述べました人件費に対する営業外収益の他会計補助金を192万8,000円減額するものであります。

次に、収益的支出では、営業費用におきまして、総係費を192万8,000円減額するものであります。

なお、このたびの補正によります予定損益につきましては、当初予算と同じく、2,088万2,000円の純利益の予定となります。

説明は以上です。

○委員長(末永義美君) 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(末永義美君) 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(末永義美君) それでは、これより議案第50号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(末永義美君) 全員異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第57号美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。繁田総合政策部次長。

○総合政策部次長（繁田 誠君） それでは、議案第57号美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更について御説明をいたします。

このたび、新たに過疎対策事業債の活用を行うため、事業の追加を行うものであり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

このたびの変更は、事業名、市道道路の事業内容に、新たに、市道吉則上領線舗装補修事業を加えるものでございます。

また、生活環境の整備区分に、下水道処理施設、農業集落排水施設事業を加え、農業集落排水事業として、汚水処理施設の整備を行うものでございます。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） これより、議案第57号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第58号桂岩辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の一部変更についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。

繁田総合政策部次長。

○総合政策部次長（繁田 誠君） それでは、議案第58号桂岩辺地に係る公共施設の総合的な整備に関する財政上の計画の一部変更についてを御説明いたします。

このたび、新たに辺地対策事業債の活用を行うため、事業の追加を行うものであり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

このたびの桂岩辺地総合整備計画の変更は、桂岩辺地内の桂坂地区にある事業主

体名に、新たに、市道中村支線舗装工事を加えるものでございます。

説明は以上となります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） では、これより議案第58号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案8件につきましての審査を終了いたしました。

そのほか、委員の皆さんから所管事項につきまして何かございましたら、御発言をお願い申し上げます。どんなことでも所管事項につきまして、御意見があればよろしくお願い申し上げます。三好委員。

○委員（三好睦子君） 済みません。3月議会でちょっと触れましたが、十文字原の活用で、答弁では土地の活用を図ってまいりたいとあるんですが、その後、どのように活用を図られたのでしょうか。

○委員長（末永義美君） それは、このたびはちょっと範囲外かと……。よろしいですか。田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたしますが、3月議会以降、特筆すべきことはございませんので、何も申し上げられません。

○委員長（末永義美君） わかりました。その上で、三好委員。

○委員（三好睦子君） 所管ですよ。美祢高の跡地も住民の意見を聞かれて、意見を聞く機会が二、三回あったように思うんですが、美祢高の跡地についての活用はどのように――それから進展がないのでしょうか。

○委員長（末永義美君） 藤澤総合政策部長。

○総合政策部長（藤澤和昭君） ただいまの三好委員の御質問にお答えしたいと思い

ます。

美祢高校の跡地の活用について、まだ具体的なところは定まっておりません。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 美祢高の跡地を何回も見るんですが、草が生えて、これは大変だと思うんですが、あのままほっておくわけにはいかないと思いますが。

県と言えばそうなんですが、いろんな県に提案をしたり、こういうふうに活動したいとか、市からの要望とか意見の中には、大学寄せたらいいのではないとか、それから更地に戻してもらわないと、あのままではだめよとか、いろんな意見があったんですが、それについて早く検討して、やはりジオパークで、これはジオパークに関係することですが、荒れた荒廃農地も多いんですが、そういった施設が荒廃したところもあって、やはり環境ですかね、やっぱり、そういうところにも早く方向性を出していただきたいと思います。

美祢市として、大学誘致して、雇用や若者の人口を拡大するとかもある。いろんな意見を、どのように精査されたかも知りたいところですが、やはり、早目にいろんな方向性を示していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（末永義美君） それは答弁なしですね。御意見ですね。わかりました。ほかにございませんか。高木副委員長。

○副委員長（高木法生君） このたび、病児保育施設の立派なものがあったんですけども、これの利用状況というか、直近の何か、ある程度数字がわかれば教えていただきたいと思います。

○委員長（末永義美君） 池田地域福祉課長。

○地域福祉課長（池田正義君） 高木副委員長の御質問にお答えします。

5月10日現在の登録者数が29名、4月の利用実績が1名と、5月は月途中ですが1名の実績というふうになっております。

○委員長（末永義美君） ほかに御意見、所管事項でございましたら、よろしく願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力、まことにありがとうございました。お疲れ様でございました。

午前10時24分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年5月20日

総務民生委員長